



島根県報

平成19年11月16日 (金)
第 1,932 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

平成19年11月定例県議会の招集	(財 政 課)	1
平成19年度第 4 次自衛官募集	(消 防 防 災 課)	2
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	3
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	3
県営土地改良事業の工事の完了	(農 村 整 備 課)	4
保安林の指定施業要件の変更	(森 林 整 備 課)	4
森林法第189条の規定による告示及び掲示 (3 件)	(")	4
公有水面埋立ての免許	(漁 港 漁 場 整 備 課)	6
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	6
道路の供用開始	(")	7
電線共同溝を整備すべき道路の指定	(")	7
島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値の一部改正	(建 築 住 宅 課)	8
特定調達公告		
モニタリングポスト低線量測定器の購入に係る一般競争入札の実施	(消 防 防 災 課)	8
教委公告		
島根県立益田翔陽高等学校の電力技術総合実験実習装置等の購入に係る一般競争入札の実施	(教 育 施 設 課)	10
島根県立益田翔陽高等学校の同期機特性自動計測制御システム、直流機特性自動計測制御システム及び三相誘導電動機組立キットの購入に係る一般競争入札の実施	(")	12
正 誤		
平成19年 5 月29日付け島根県報第1,883号中	(警 察 本 部)	13

告 示

島根県告示第925号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第101条第 1 項の規定に基づき、平成19年11月26日定例県議会在松江市に招集するので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成19年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第926号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、平成19年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成19年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 採用する自衛官

男性のみ 2等陸士・2等海士・2等空士 若干名

2 募集期間

- (1) 平成19年11月16日(金)から平成19年11月19日(月)まで
- (2) 平成19年11月16日(金)から平成19年12月5日(水)まで

3 試験期日

- (1) 平成19年11月25日(日)
- (2) 平成19年12月12日(水)

4 試験場の位置及び名称

- (1) 広島県安芸郡海田町寿町2-1(電話082(822)3101)
陸上自衛隊海田市駐屯地
- (2) 鳥取県米子市両三柳2603(電話0859(29)2161)
陸上自衛隊米子駐屯地

5 採用予定日

- (1)(2)共通 平成20年3月下旬又は4月上旬

6 その他

- (1) 応募資格
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の男性
- (2) 試験科目
ア 筆記試験(国語・数学・社会・作文)
イ 口述試験
ウ 適性検査
エ 身体検査
- (3) この試験に関する問合せは、自衛隊島根地方協力本部(松江市学園1丁目1-14 電話0852(21)0015)に連絡すること。

島根県告示第927号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
竹田歯科医院	浜田市周布町イ-434-1	平成19年11月8日
医療法人社団 撃静会 やまうち内科	大田市長久町長久口225-5	平成19年8月1日
井廻医院	江津市嘉久志町イ1494番地9	平成19年8月14日

島根県告示第928号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
竹田歯科医院	浜田市治和町口 - 528	平成19年11月7日
やまうち内科	大田市長久町長久口225 - 5	平成19年7月31日
井廻医院	江津市嘉久志町イ1494番地	平成19年8月13日
国府歯科医院	浜田市国分町1981 - 130	平成19年10月15日

島根県告示第929号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
竹田 進	浜田市治和町口 - 528	居宅療養管理指導	竹田歯科医院	浜田市周布町イ - 434 - 1	平成19年11月8日
竹田 進	浜田市治和町口 - 528	介護予防居宅療養管理指導	竹田歯科医院	浜田市周布町イ - 434 - 1	平成19年11月8日

島根県告示第930号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
竹田 進	浜田市治和町口 - 528	居宅療養管理指導	竹田歯科医院	浜田市治和町口 - 528	平成19年11月7日
竹田 進	浜田市治和町口 - 528	介護予防居宅療養管理指導	竹田歯科医院	浜田市治和町口 - 528	平成19年11月7日

井廻 育男	江津市嘉久志町イ 1494番地3	居宅療養管理 指導	井廻医院	江津市嘉久志町イ 1494番地	平成19年 8月13日
井廻 育男	江津市嘉久志町イ 1494番地3	介護予防居宅 療養管理指導	井廻医院	江津市嘉久志町イ 1494番地	平成19年 8月13日
岡本 康宏	浜田市国分町1981 - 130	居宅療養管理 指導	国府歯科医院	浜田市国分町1981 - 130	平成19年 10月15日
岡本 康宏	浜田市国分町1981 - 130	介護予防居宅 療養管理指導	国府歯科医院	浜田市国分町1981 - 130	平成19年 10月15日

島根県告示第931号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成19年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
隠岐島前（海士）地区（豊田工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成17年9月20日
隠岐島前（海士）地区（柿田工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成18年3月24日
隠岐島前（海士）地区（今井工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成19年3月23日
隠岐島前（海士）地区（東工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成19年3月23日
隠岐島前（海士）地区（新開工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成19年3月23日
隠岐島前（西ノ島）地区農業用排水施設整備事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成13年2月23日
隠岐島前（西ノ島）地区農地防災事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成18年12月15日

島根県告示第932号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和63年7月11日農林水産省告示第969号（2及び3に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第933号

平成19年農林水産省告示第1241号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を浜田市役所に掲

示するとともにその要旨を告示する。

平成19年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
浜田市旭町今市1186、1187 - 4	河野 勇三郎	浜田市金城町久佐口134
浜田市旭町都川2281 - 1	鶴岡 幾太	浜田市旭町都川146
浜田市旭町都川2289 - 10	岡本 聡	浜田市旭町都川1943
浜田市旭町都川2281 - 5	鶴岡 茂	浜田市旭町都川146

島根県告示第934号

平成19年島根県告示第838号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を飯南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
飯石郡飯南町八神1432	練木 環	飯石郡飯南町八神637 - 2

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

島根県告示第935号

平成19年島根県告示第863号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
浜田市弥栄町田野原868、868 - 1	三浦 光男	大阪府豊中市大島町1丁目11 - 13

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

島根県告示第936号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成19年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 免許年月日

平成19年11月7日

2 免許受人

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

松江市美保関町美保関1652-1番地の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びの地点との地点とを結ぶ公有水面と既設岸壁との境界線により囲まれた区域

の地点 美保関三等三角点（北緯35度33分59秒、東経133度18分26秒、以下「原点」という。）から、147度38分20秒に760.85メートルの地点

の地点 の地点から260度56分50秒に9.96メートルの地点

の地点 の地点から350度56分50秒に38.00メートルの地点

の地点 の地点から80度56分50秒に9.00メートルの地点

ウ 面積

334.20平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

松江市美保関町美保関1638番地の一部、1652-1番地の一部及び同番地先の公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊦の地点 埋立区域で定める原点から146度07分04秒に770.46メートルの地点

㊧の地点 ㊦の地点から222度17分45秒に17.50メートルの地点

㊨の地点 ㊧の地点から260度56分50秒に79.00メートルの地点

㊩の地点 ㊨の地点から350度56分50秒に62.00メートルの地点

㊪の地点 ㊩の地点から80度56分50秒に75.50メートルの地点

㊫の地点 ㊪の地点から134度56分50秒に17.00メートルの地点

ウ 面積

5,369.45平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

島根県告示第937号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
県 道	高見出羽線	邑智郡邑南町原村106番1地先から同104番1地先まで	前	メートル 16.00～ 22.00	メートル 31.00	県央県土整備事務所 不用物件発生 減幅 払い下げ
			後	15.50～ 17.00	31.00	

島根県告示第938号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備 考
県 道	境美保関線	松江市美保関町美保関1480番5地先から同1660番地先まで	メートル 198.00	平成19年 11月16日	松江県土整備事務所	
"	松江鹿島美保関線	松江市島根町大芦字小具1623番1地先から同町大芦字森田2333番1地先まで	650.00	平成19年 11月16日		
"	"	松江市島根町野波字ミホシ4027番5地先から同3858番8地先まで	20.00	平成19年 11月16日		
"	大東東出雲線	松江市八雲町熊野5791番14地先から同1748番1地先まで	544.00	平成19年 11月16日		
"	川本波多線	邑智郡美郷町吾郷107番地先から同196番3地先まで	364.00	平成19年 11月16日	県央県土整備事務所	
"	"	邑智郡美郷町吾郷196番9地先から同200番5地先まで	97.00	平成19年 11月16日		
"	三隅停車場線	浜田市三隅町三隅705番3地先から同713番2地先まで	105.70	平成19年 11月16日	浜田県土整備事務所	

島根県告示第939号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年11月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

道路の種類	路線名	区 間	上り線又は下り線の別	指 定年月日
県 道	松江しんじ湖温泉停車場線	松江市内中原町13番地先から同町302番 8 地先まで	上り線	平成19年11月16日
		松江市内中原町301番 3 地先から同町40番 1 地先まで	下り線	

島根県告示第940号

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値（平成19年島根県告示第134号）の一部を次のように改正し、平成19年11月16日から施行する。

平成19年11月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

表安来市の項中 「

	平成18
--	------

」を

「

	平成18
	平成19

」に改める。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成19年11月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称、数量
モニタリングポスト低線量測定器 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成20年3月28日（金）
- (4) 納入場所
深田北局 島根県松江市鹿島町片句2765-2
片句局 島根県松江市鹿島町片句字登り221
北講武局 島根県松江市鹿島町北講武字小畑597-2
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目(大分類「機械器具類」-中分類「理化学機器」)に登録されている者であること。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690 - 8501 島根県松江市殿町1番地
島根県総務部消防防災課原子力安全対策室
電話：0852 - 22 - 5278 F A X：0852 - 22 - 5930
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
平成19年11月16日(金)から平成19年12月14日(金)までの間、上記(1)の場所において交付する。(交付時間は土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時：平成19年12月14日(金)午後3時30分から
イ 場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第2会議室
- (4) 入札書の受領期限
平成19年12月26日(水)午前11時(郵便による入札にあっては、平成19年12月25日(火)正午までに島根県庁に必着)
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時：平成19年12月26日(水)午前11時から
イ 場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第1会議室
ウ 開札：即時開札

4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Measuring instrument for low radiation dose in monitoring post, 1 set

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m. December 26, 2007

(3) Time-limit for tender by mail:

12:00 a.m. December 25, 2007

(4) Date and time for tender explanation meeting:

3:30 p.m. December 14, 2007

(5) Contact point for the notice:

Fire and Disaster Prevention Division (Nuclear Power Safety Policy Office)

1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 JAPAN.

TEL: 0852-22-5278

教 育 委 員 会 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成19年11月16日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立益田翔陽高等学校電力技術総合実験実習装置等 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年2月29日（金）

(4) 納入場所

島根県益田市高津3-21-1 島根県立益田翔陽高等学校

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「機械器具類」中分類「電気通信機器」に登載されている者であること。
- (4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690 - 8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階
島根県教育委員会教育施設課（電話0852 - 22 - 5417）
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
平成19年11月16日から平成19年11月29日までの間、上記(1)の場所において交付する。交付時間は土日を除く午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 年月日
平成19年12月20日（木）
イ 時刻
午後2時から
ウ 場所
島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟1階 第2会議室

4 その他

- (1) 契約の手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告3(1)の場所に平成19年12月13日（木）午後5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否
要する。
- (7) 落札者の決定方法
島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成19年11月16日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立益田翔陽高等学校同期機特性自動計測制御システム、直流機特性自動計測制御システム及び三相誘導電動機組立キット 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年2月29日（金）

(4) 納入場所

島根県益田市高津3-21-1 島根県立益田翔陽高等学校

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「機械器具類」中分類「電気通信機器」に記載されている者であること。

(4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札手続等

(1) 契約を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育委員会教育施設課（電話0852-22-6602）

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成19年11月16日から平成19年11月29日までの間、上記(1)の場所において交付する。交付時間は土日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 年月日

平成19年12月20日 (木)

イ 時刻

午後 1 時30分から

ウ 場所

島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁会議棟 1 階 第 2 会議室

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の 5 以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則 (昭和39年島根県規則第22号) 第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告 3 (1)の場所に平成19年12月13日 (木) 午後 5 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、 2 回まで行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

正

誤

平成19年 5 月29日付け島根県報第1,883号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
5	下から23	「同32条の 3 」	「第32条の 3 」

